

介護職員等による喀痰吸引等（たんの吸引・経管栄養）について

平成24年4月から新制度が開始され、平成24年4月以降に、介護職員等が喀痰吸引等（たんの吸引・経管栄養）を実施するためには、下記の要件を満たしていなければなりません。

1 実施できる事業所

下記2の①～④のいずれかに該当する介護職員等が所属しており、医療や看護との連携による安全確保が図られていること等の一定の条件を満たしているとして、都道府県知事の登録を受けた「登録事業者」

2 実施できる介護職員等

- ① 平成27年度以降の介護福祉士国家試験に合格し、実地研修を修了した者
- ② 都道府県が実施する「喀痰吸引等研修」を修了し、都道府県知事の認定を受けた者
- ③ 登録研修機関が実施する「喀痰吸引等研修」を修了し、都道府県知事の認定を受けた者
- ④ 経過措置に該当し、都道府県知事の認定を受けた者

3 対象となる医療行為

- ・ たんの吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）
- ・ 経管栄養（胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養）